

# 「只見ユネスコエコパーク定期報告（案）」に関する 意見募集（パブリックコメント）について

令和5年6月9日（金）

令和6（2024）年で登録から10年を迎える只見ユネスコエコパークの変化や取り組みを記載し、ユネスコへ提出する「只見ユネスコエコパーク定期報告（案）」について、只見町内の皆様からご意見を募集するため、令和5年6月10日（土）から同年7月10日（月）まで意見募集（パブリックコメント）を実施します。

## 1. 定期報告とは

ユネスコエコパーク登録地域は、生物圏保存地域世界ネットワーク定款（The Statutory Framework of the World Network of Biosphere Reserves）の第9条に基づき、10年ごとにその間の諸活動や変化などを記述した報告書（定期報告）をユネスコへ提出する必要があります。

平成26（2014）年に登録された只見ユネスコエコパークは、令和6（2024）年に登録10周年を迎え、定期報告を提出することになります。只見ユネスコエコパークの管理運営組織である只見ユネスコエコパーク推進協議会は、只見ユネスコエコパークの10年間の様々な変化や取り組みを記載した定期報告（案）を作成しました。定期報告の作成・提出は国際協力であり、只見ユネスコエコパークが次の10年に改善あるいは取り組むべき事柄を明らかにし、より発展的に生態系と人間活動の調和と持続可能な開発を実現するためものです。

## 2. 意見提出手続き

只見町の皆様から定期報告（案）に対するご意見をお聴きするため、以下の要領で意見の募集（パブリックコメント）を行います。

### （1）問い合わせ先

只見ユネスコエコパーク推進協議会事務局  
（只見町役場交流推進課ユネスコエコパーク推進係）  
[tadamibr@town.tadami.lg.jp](mailto:tadamibr@town.tadami.lg.jp)



### （2）意見募集対象

只見ユネスコエコパーク定期報告（案）

### （3）意見聴取対象

只見町内に在住する方

### （4）定期報告（案）の閲覧と意見提出様式の入手方法

#### ① インターネット

只見ユネスコエコパークホームページ

QRコードはこちら→



- ② 3地区（只見、朝日、明和）公民館、只見ユネスコエコパーク推進協議会事務局（ふるさと館田子倉）

(5) 意見募集期間

令和5年6月10日（土）～同年7月10日（月）必着

(6) 意見提出方法

意見提出様式に御意見等を記入の上、①～③のいずれかの方法にてご提出ください。

① 電子メールを利用

件名は、「只見ユネスコエコパーク定期報告（案）に関する意見」とし、下記のメールアドレスまで記入済みの別紙意見様式を添付ファイルでご提出ください。

<メールアドレス>

[tadamibr@town.tadami.lg.jp](mailto:tadamibr@town.tadami.lg.jp)

- ② 3地区（只見、朝日、明和）公民館、只見ユネスコエコパーク推進協議会事務局（ふるさと館田子倉）に設置された定期報告（案）意見提出箱への投函

③ 郵送

<宛先>

只見ユネスコエコパーク推進協議会事務局

〒968-0421 福島県南会津郡只見町大字只見字田中 1299 番地（「ふるさと館田子倉」内）

※封筒に表面に「只見ユネスコエコパーク定期報告（案）に関する意見」と記載してください。

※郵送料についてはご負担願います。

### 3. その他

- 御意見は日本語で御提出ください。
- 電話や匿名での意見提出はお受けしかねます。
- 御提出いただきました御意見については、名前、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があります。
- 御意見に付記された氏名、住所、電話番号等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡等、本件の意見の募集に関する業務のみに利用させていただきます。
- 御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別しうる記述がある場合及び法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に該当箇所を伏せさせていただきます。
- 締切日までに到着しなかったものについては無効とします。
- なお、御意見に対する個別の回答はいたしかねますので御了承ください。